



北塩原村

子育て応援在宅育児支援金のご案内

令和6年度から、保育施設等を利用せず、在宅で育児を行っている保護者に対し、多様な子育て環境の向上、家庭保育環境の充実を図るため子育て応援在宅育児支援金を交付します。



1 対象児童

村内に住所を有し、生後8週間を経過した日から満3歳に達する日以後の最初の4月1日までの間にある児童

2 支給対象者

- ① 北塩原村に住所を有し、対象児童と生計を同一にする保護者。
- ② 保育施設等を利用せずに、対象児童を在宅で育児を行っている方。
※育児休業給付金等（公務員にあっては、育児休業手当金）を受給している者を除く。
- ③ 村税等の滞納がないこと。

3 交付額

対象児童1人あたり月額 15,000 円



4 受給方法

申請が必要です。

該当する方は、北塩原村子育て応援在宅育児支援金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、役場本庁又は裏磐梯合同庁舎、桧原出張所のいずれかの窓口にご提出ください。

問い合わせ先

北塩原村 保健福祉課 福祉係

〒966-0485 北塩原村大字北山字姥ケ作 3151 番地

電話：0241-23-3113 FAX：0241-25-7358

E-mail：fukushi01@vill.kitashiobara.fukushima.jp